

2020年6月15日

株主各位

第95回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

①連結注記表…………… 1頁

②個別注記表……………15頁

上記事項は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.mmc.co.jp/corporate/ja/ir/index.html>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

 三菱マテリアル株式会社

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 145社

①主要な連結子会社の名称

インドネシア・カパー・スメルティング社、MMCカップパープロダクツ社（現社名 ルバタ社）、MCCデバロップメント社、小名浜製錬㈱、三宝メタル販売㈱、米国三菱セメント社、㈱マテリアルファイナンス、三菱アルミニウム㈱、三菱伸銅㈱、三菱電線工業㈱、三菱日立ツール㈱（現社名 ㈱MOLDINO）、三菱マテリアルテクノ㈱、三菱マテリアルトレーディング㈱、ユニバーサル製缶㈱、ロバートソン・レディ・ミックス社

②連結の範囲の異動

当連結会計年度より、上海菱秀商貿有限公司他1社を連結の範囲に含めております。また、㈱アルテクノ他6社は連結子会社間の合併をしたため、パイプ技研工業㈱は持分の全部を売却したため、マテリアルリアルエステート㈱は清算を結了したため、それぞれ連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

ニューエナジーふじみ野㈱

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子会社の数 0社

(2) 持分法適用関連会社の数 17社

①主要な会社の名称

宇部三菱セメント㈱、エヌエムセメント㈱、エルエムサンパワー㈱、㈱コベルコマテリアル銅管、㈱ピーエス三菱、湯沢地熱㈱

②持分法適用の範囲の異動

当連結会計年度より、湯沢地熱㈱を持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称

小名浜吉野石膏㈱

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社は15社ですが、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その主な連結子会社は以下のとおりです。

決算日 12月31日

MMCカップパープロダクツ社他14社

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

a) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法（持分法を適用しているものを除く）

b) その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日前1か月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

評価基準は主として原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、評価方法は製錬地金資産については主として先入先出法、その他のたな卸資産については主として総平均法を採用しております。

③デリバティブ取引

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

定額法

但し、構築物のうち坑道、土地のうち鉱業用地及び原料地は生産高比例法。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

但し、鉱業権は生産高比例法。

③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④使用権資産

資産の耐用年数またはリース期間のうちいずれか短い期間に基づき、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、主として将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担とすべき額を計上しております。

③たな卸資産処分損失引当金

今後発生が見込まれる、たな卸資産の処分に係る損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退任により支給する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末退職慰労金要支給額を計上しております。

⑤関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び貸付金等債権を超えて当社または連結子会社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

⑥事業再編損失引当金

当社及び関係会社において発生することが見込まれる事業再編に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

⑦環境対策引当金

当社グループが管理する休廃止鉱山等において、鉱山保安法技術指針改正に伴う大規模集積場の安定化対策及び危害防止対策、並びに近年の自然環境変化に対応するための水処理能力増強を主とする未処理水放流防止等の抜本的な鉱害防止対策を実施するための工事費用の見込額を計上しております。また、廃棄物処理に係る損失及び秋田県鹿角地区における汚染土壌処理に係る損失に備えるため、支払見込額を計上しております。

⑧製品補償引当金

当社グループの製品において、今後発生が見込まれる顧客への補償費用等について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

(ヘッジ会計の方法)

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

(ヘッジ手段、ヘッジ対象とヘッジ方針)

外貨建取引の為替レート変動リスクを回避する目的で、為替予約取引、通貨スワップ取引を実施しております。非鉄金属たな卸資産の商品価格変動リスクを回避する目的で、商品先渡取引、商品価格スワップ取引を実施しているほか、将来販売先に引き渡される非鉄金属商品の価格を先物価格で契約した時に生じる商品価格変動リスクを回避する目的で商品先渡取引を実施しております。

借入金の金利変動に伴うリスクを回避し、資金調達コストを低減する目的で、金利スワップ取引を実施しております。

(ヘッジ有効性評価の方法)

原則的に、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象物の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して、有効性の評価を行っております。

更に、非鉄金属先渡取引に関しては、毎月、ヘッジ対象物とヘッジ取引の取引量が一致するように管理し、期末決算時においては予定していた損益、キャッシュ・フローが確保されたか否かを検証し、有効性を確認しております。

②のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。なお、金銭的に重要性がない場合には、発生時に全額償却しております。

③退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度か

ら費用処理しております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

[会計方針の変更に関する注記]

(IFRS第16号「リース」の適用)

IFRSを適用する在外子会社は、IFRS第16号「リース」を当連結会計年度期首より適用しております。当該会計基準の適用が当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

[未適用の会計基準等に関する注記]

(「収益認識に関する会計基準」等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産

| | |
|--------------|-----------|
| 現金及び預金 | 25,683百万円 |
| 受取手形及び売掛金 | 11,378 |
| 商品及び製品 | 4,672 |
| 仕掛品 | 18,416 |
| 原材料及び貯蔵品 | 15,003 |
| 有形固定資産 | 10,696 |
| 投資有価証券 | 5,078 |
| (担保に係る債務の金額) | |
| 短期借入金 | 25,027百万円 |
| 長期借入金 | 1,150 |
| (うち1年以内返済予定) | 410) |
| その他債務 | 23 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,373,252百万円

3. 保証債務

連結会社以外の会社及び従業員の銀行からの借入等に対し、債務保証を行っております。

| | |
|----------------|----------|
| シミルコファイナンス社 | 6,983百万円 |
| (株)コベルコマテリアル銅管 | 2,065 |
| 湯沢地熱(株) | 1,943 |
| ジェコ2社 | 1,550 |
| ニューエナジーふじみ野(株) | 1,300 |
| カッパーマウンテンメイン社 | 1,020 |
| 従業員 | 2,107 |
| その他(10社) | 1,028 |

計 18,001

4. 偶発債務

(インドネシア国税務に関する件)

当社の連結子会社であるインドネシア・カパー・スマルティング社(以下、P T S社)は、2014年12月30日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2009年12月期の売上取引価格等に関し、47百万米ドル(当連結会計年度末日レートでの円換算額5,209百万円)の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2015年1月28日付で追徴額の一部である14百万米ドル(同円換算額1,523百万円)を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、当局が抽出した企業との利益率の比較により売上高過少とする著しく合理性を欠く見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2015年3月25日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行っております。

P T S社が2015年3月25日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2016年3月16日付で棄却されました。そのため、P T S社は2016年6月6日に税務裁判所へ提訴し、当社及びP T S社の見解の正当性を主張しておりますが、2020年1月30日付判決により提訴は棄却されました。これに伴い、2020年3月23日付で納付不足額33百万米ドル(同円換算額3,685百万円)、2020年4月24日付で課徴金33百万米ドル(同円換算額3,685百万円)をそれぞれ

納付しております。しかしながら、当社及びP T S社にとって税務裁判所が下した判決は承服できる内容ではないことから、引き続き見解の正当性を主張するため、今後P T S社は最高裁判所へ上告することとしております。

またP T S社は、2017年11月29日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2012年12月期のヘッジ取引損益の計上等に関し、22百万米ドル（同円換算額2,484百万円）の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2017年12月27日付で追徴額の一部である6百万米ドル（同円換算額685百万円）を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、P T S社のヘッジ取引損益の計上等を一方的に否認する見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2018年2月27日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行ってまいりました。

P T S社が2018年2月27日に提出した異議申立書は、インドネシア国税当局より2019年2月25日付で棄却されました。そのため、P T S社は2019年5月17日に税務裁判所に提訴し、当社及びP T S社の見解の正当性を主張しております。

またP T S社は、2018年12月5日付で、インドネシア国税当局より、P T S社の2014年12月期のヘッジ取引損益の計上等に関し、15百万米ドル（同円換算額1,655百万円）の更正通知を受け取りました。また、P T S社は、2018年12月27日付で追徴額の一部である5百万米ドル（同円換算額638百万円）を仮納付しております。

しかしながら、インドネシア国税当局の指摘は、P T S社のヘッジ取引損益の計上等を一方的に否認する見解であり、当社及びP T S社にとって当該更正処分は承服できる内容ではないことから、P T S社は2019年2月27日にインドネシア国税当局に対して異議申立書の提出を行ってまいりました。

P T S社が2019年2月27日に提出した異議申立書に対し、インドネシア国税当局より2020年1月20日付で決定通知を受領し、9百万米ドル（同円換算額1,020百万円）については、P T S社の異議申立が認められました。異議申立が棄却されたうち4百万米ドル（同円換算額515百万円）については、今後P T S社は税務裁判所に提訴することとしております。

なお、当連結会計年度末日において、P T S社が内容を争っている追徴額は、上記の年度に加え、2011年12月期、2013年12月期、2015年12月期、2016年12月期及び2018年12月期分を含めて、総額125百万米ドル（同円換算額13,669百万円）であります。なお、異議申立や税務裁判の結果により、一部、課徴金が課される場合があります。

（品質不適合品に関する件）

当社グループにおいて、過去に製造販売した製品の一部について、検査記録データの書き換えや検査の一部不実施等の不適切な行為により顧客の規格値または社内仕様値を逸脱した製品等を出荷した事実が判明しました。

この事実に基づき、当社は、特別調査委員会を設置し、事実関係、原因、影響を適切に把握するとともに、再発防止に向けた対策に取り組んでまいりました。なお、全ての顧客について安全性に関する主要な事項について問題ないことの確認が完了しております。

本件事案の今後の進捗次第では、顧客への補償費用等の発生により、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることが困難なものについては、連結計算書類に反映しておりません。

5. 遡及義務

| | |
|--------------|-------|
| 受取手形割引高 | 91百万円 |
| 受取手形裏書譲渡高 | 0 |
| 債権流動化による遡及義務 | 3,076 |

6. 当社及び連結子会社1社において、「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額のうち当社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法としましたが、一部については第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額による方法を採用しております。

(1) 当社

| | | |
|--|-------|------------|
| 再評価を行った年月日 | 四日市工場 | 2000年3月31日 |
| | 上記以外 | 2002年3月31日 |
| 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | | △30,810百万円 |

(2) 連結子会社1社

| | |
|------------|------------|
| 再評価を行った年月日 | 2000年3月31日 |
|------------|------------|

当連結会計年度末において、再評価を行った土地の時価が再評価後の帳簿価額を上回っているため、差額を記載しておりません。

[連結損益計算書に関する注記]

1. 減損損失

(資産のグルーピングの方法)

当社グループは、報告セグメントを基礎に、主として製品群別を単位として資産をグルーピングしております。また、遊休資産等については、個々の資産単位で区分しております。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定をしております。正味売却価額については、その時価の重要性が高いものについては不動産鑑定評価額、それ以外のものについては固定資産税評価額等から算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを主として6.0%で割り引いて算定しております。

(減損損失を認識した資産グループの概要)

| 用途 | 場所 | 種類 | 減損損失 (百万円) |
|-----------|-------------|-----------|---------------|
| 高機能製品用資産 | 静岡県裾野市 ほか | 機械装置及び土地等 | 32,623 |
| 加工事業用資産 | 兵庫県明石市 ほか | 機械装置及び土地等 | 21,098 |
| その他の事業用資産 | 豪州キューデール ほか | 工具器具及び車両等 | 19 |
| 賃貸資産 | 三重県いなべ市 ほか | 土地及び建物等 | 704 |
| 遊休資産 | 静岡県駿東郡 ほか | 土地及び機械装置等 | 649 |
| 合計 | | | 55,095 |

(減損損失の認識に至った経緯)

事業用資産のうち、製品の市場価格の下落等により収益性が著しく悪化している資産グループ及び対象資産の市場価格が著しく下落している資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、遊休資産等のうち、市場価格の下落等により回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。当該事業用資産及び遊休資産等の帳簿価額の減少額を減損損失(55,095百万円)として特別損失に計上しております。

・勘定科目毎の減損損失の内訳

建物7,395百万円、機械装置21,959百万円、建設仮勘定5,579百万円、土地16,260百万円、その他3,901百万円

2. 事業再編損失引当金繰入額

焼結事業を営む関係会社において発生することが見込まれる事業再編に伴う損失に備えるため、当該損失見込額30,272百万円を特別損失に計上しております。

3. 独占禁止法関連損失

当社の連結子会社であるユニバーサル製缶株式会社は、飲料用空缶の取引に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受領しました。課徴金納付命令に基づき、10,423百万円を独占禁止法関連損失として特別損失に計上しております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 131,489,535株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数 普通株式 550,160株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|
| 2019年5月13日 取締役会 | 普通株式 | 5,238 | 40.0 | 2019年3月31日 | 2019年6月3日 |
| 2019年11月7日 取締役会 | 普通株式 | 5,237 | 40.0 | 2019年9月30日 | 2019年12月3日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-------|---------------------|------------|------------|
| 2020年5月27日 取締役会 | 普通株式 | 5,237 | 利益剰余金 | 40.0 | 2020年3月31日 | 2020年6月16日 |

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債による調達資金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部運用基準に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------|---------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金 | 134,444 | 134,444 | － |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 217,259 | 217,259 | － |
| (3) 投資有価証券 | | | |
| 関係会社株式 | 11,069 | 8,114 | △2,955 |
| 其他有価証券 | 121,623 | 121,623 | － |
| 資産計 | 484,397 | 481,442 | △2,955 |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 113,148 | 113,148 | － |
| (2) 短期借入金 | 191,038 | 191,038 | － |
| (3) コマーシャル・ペーパー | 50,000 | 50,000 | － |
| (4) 社債 | 60,000 | 59,754 | △246 |
| (5) 長期借入金 | 246,578 | 248,710 | 2,131 |
| 負債計 | 660,766 | 662,651 | 1,885 |
| デリバティブ取引(*) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 11,268 | 11,268 | － |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 1,150 | 257 | △893 |
| デリバティブ取引計 | 12,418 | 11,525 | △893 |

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券（関係会社株式及びその他有価証券）

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 社債

社債の時価については、市場価格によっております。

- (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

通貨関連取引については、先物為替相場によっております。金利関連取引については、取引金融機関からの提示値によっております。商品関連取引については、先物相場によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額（百万円） |
|----------------|-----------------|
| 関係会社株式（非上場株式） | 42,931 |
| その他有価証券（非上場株式） | 7,418 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。

なお、上記の一部については、当社及び一部の子会社が使用しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

| 連結貸借対照表計上額（百万円） | 時価（百万円） |
|-----------------|---------|
| 52,729 | 57,744 |

(注1)連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2)当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外及びグループ内の不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準に基づく金額、その他の物件については重要性が乏しいことから、公示価格や固定資産税評価額等の適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価格で算定したものであります。

[1株当たり情報に関する注記]

| | |
|-------------|-----------|
| 1株当たりの純資産額 | 3,870円35銭 |
| 1株当たりの当期純損失 | 556円34銭 |

【重要な後発事象に関する注記】

(子会社株式の追加取得)

当社は、日立金属株式会社との間で、当社の連結子会社である三菱日立ツール株式会社の株式を当社が追加取得することに係る株式譲渡契約を2020年3月2日付で締結し、当該株式を2020年4月1日に取得しております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 三菱日立ツール株式会社
事業の内容 超硬工具の製造販売

(2) 企業結合日

2020年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

現金を対価とする非支配株主からの株式取得

(4) 結合後の企業の名称

株式会社MOLDINO

(5) その他取引の概要に関する事項

追加取得した株式の議決権比率は49%であり、当該取引により当社が保有する三菱日立ツール株式会社の議決権比率は100%となりました。当該追加取得は、今後ますます加速していく市場ニーズの変化に対応し、より機動的な運営を行っていくことを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理する予定です。

3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|--------|-----------|
| 取得の対価 | 現金及び預金 | 24,916百万円 |
| 取得原価 | | 24,916百万円 |

(注) 上記の金額は取得時点における価格調整前の概算額です。

4. 非支配株主との取引に係る当社持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の額 現時点では確定しておりません。

[追加情報]

(Mantoverde銅鉱山の権益取得に係る契約の締結)

当社は、Mantos Copper Holding SpA（以下「Mantos Copper社」）との間で、チリ北部のアタカマ地域に位置するMantoverde銅鉱山の権益の30%を同社から当社が取得し、同鉱山が計画している拡張プロジェクトに参画することについて合意し、株式引受契約や株主間契約等の関係契約を締結することを2020年2月7日に決定し、同日付で株式引受契約を締結しました。

1. 権益取得等の概要

①当社は、同鉱山を運営するMantoverde S.A.の株式の30%を増資引受により取得することで、同鉱山の権益の30%を取得します。当該株式取得に当たり、当社は184百万米ドルの出資並びに79百万米ドルの出資比率見合いの建設工事に充当される資金を拠出し、合計で263百万米ドルを拠出します。これらにより当社が拠出する資金は、すべて本プロジェクトに充てられます。

更に、同鉱山は、本プロジェクトの開発対象である鉱床の深部にも豊富な資源を有していることが見込まれており、同鉱山が更なる拡張のために必要な尾鉱貯蔵施設の許認可を取得した場合、当社は20百万米ドルを追加で拠出する予定です。

②当社は、本プロジェクトにおける銅生産量の30%を引き取る権利を有しており、銅精鉱としてこれを引き取る予定としております。

③同鉱山の権益取得は、本プロジェクトの資金調達や必要な許認可の取得等を前提としており、現時点では2020年10月末までのクロージングを見込んでおります。また、クロージング後に株主間契約等を締結する予定としております。

2. 本プロジェクトの概要

| | |
|--------|------------|
| 銅生産量 | 山命計170万トン |
| 起業費 | 731百万米ドル |
| 生産開始時期 | 2023年以降を予定 |

3. Mantos Copper社概要

| | |
|-------|---|
| 株主 | Orion Mine Finance、Audley Mining Advisors Limited |
| 事業内容 | Mantoverde銅鉱山とMantos Blancos銅鉱山の運営 |
| 本社所在地 | チリ国サンティアゴ |
| 代表者 | John MacKenzie |

(セメント事業等の統合に関する基本合意書の締結)

当社及び宇部興産株式会社（以下「宇部興産」）は、2020年2月12日開催の各々の取締役会において、下記のとおり2022年4月を目途に両社のセメント事業およびその関連事業等の統合を実施すること（以下「本統合」）に向けた具体的な協議・検討を開始することを決議し、同日付で両社の間で基本合意書（以下「本基本合意書」）を締結いたしました。

今後、両社は、本統合に向けた具体的な協議・検討を進め、2020年9月末を目途に、本統合に関する最終契約書（以下「最終契約書」）を締結する予定です。

1. 本統合の目的

両社は、1998年に折半出資により宇部三菱セメント株式会社（以下「宇部三菱セメント」）を設立のうえ、両社単体のセメント販売・物流機能を統合して、物流費や本支店費の削減を含む一定の効果を実現してまいりました。

現在、国内セメント事業は、需要の減少やエネルギー価格の高止まり等によるコストアップなど事業を取り巻く環境は大きく変化しており、両社のセメント事業の将来の成長のためには、従来の関係を発展させた新たな体制の構築が必要となっております。

そこで両社は、両社グループのセメント事業全般およびその関連事業等を統合する方向で具体的な協議・検討を開始することを決定しました。本統合により、国内セメント事業で創出されるキャッシュ・フローを国内外で成長が期待できる事業に集中的に投下することで、社会インフラの整備および循環型社会の発展に貢献する企業として持続的な成長を図り、両社にとって最適な運営体制を構築してまいります。

2. 本統合の概要

本統合の範囲は、両社の国内・海外のセメント事業および生コンクリート事業、石灰石資源事業、エネルギー・環境関連事業、建材事業その他の関連事業（以下「対象事業」）とすることを予定しております。

本統合の方法は、両社の折半出資により、本統合のための新会社（以下「新会社」）を設立し、会社分割等の方法により各々の対象事業（対象事業に従事する子会社等の株式を含みます。）を新会社に承継させるとともに、新会社を存続会社、宇部三菱セメントを消滅会社とする吸収合併を実施することを予定しております。

本統合後の両社の新会社への出資比率は、承継する事業の価値の調整を行ったうえで、当社、宇部興産各50%とする基本方針のもとに、協議・検討してまいります。

これらの事項を含む本統合の諸条件については、最終契約書の締結までに、両社間で協議のうえ決定することとしております。

3. 本統合の日程

| | |
|-------------|-----------------------|
| 2020年2月12日 | 本基本合意書締結 |
| 2020年9月（予定） | 最終契約書締結 |
| 2021年6月（予定） | 両社の定時株主総会における本統合の承認取得 |
| 2022年4月（予定） | 本統合の効力発生日 |

(注) 本統合の実施は、本統合を行うに当たり必要な公正取引委員会等の国内外の関係当局への届出や許認可の取得等（以下「許認可等関連手続」）が完了すること、（会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割の要件を満たすことが明らかな場合を除き）両社の株主総会における承認が得られることおよび本統合の実施が困難になる事象が発生又は判明しないこと等を条件としております。

また、本統合の日程は、現時点での予定であり、今後手続を進める中において、許認可等関連手続やその他の理由により、両社で協議のうえ、上記日程を変更する場合があります。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

期末日前1か月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、評価方法は製錬地金資産については先入先出法、その他のたな卸資産については主として総平均法を採用しております。

(3) デリバティブ取引

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産を除く）

主として定額法を採用しております。但し、坑道、鉱業用地及び原料地については生産高比例法を採用しております。

なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産を除く）

定額法

但し、鉱業権は生産高比例法。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して関係会社株式等について必要額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用については、10年による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、10年による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び貸付金等債権を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(6) 環境対策引当金

当社グループが管理する休廃止鉱山等において、鉱山保安法技術指針改正に伴う大規模集積場の安定化対策及び危害防止対策、並びに近年の自然環境変化に対応するための水処理能力増強を主とする未処理水放流防止等の抜本的な鉱害防止対策を実施するための工事費用の見込額を計上しております。また、廃棄物処理に係る損失及び秋田県鹿角地区における汚染土壌処理に係る損失に備えるため、支払見込額を計上しております。

(7) 事業再編損失引当金

当社及び関係会社において発生することが見込まれる事業再編に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段、ヘッジ対象とヘッジ方針

外貨建取引の為替レート変動リスクを回避する目的で、為替予約取引、通貨スワップ取引を実施しております。非鉄金属たな卸資産の商品価格変動リスクを回避する目的で、商品先渡取引を実施しているほか、将来販売先に引き渡される非鉄金属商品の価格を先物価格で契約した時に生じる商品価格変動リスクを回避する目的で商品先渡取引を実施しております。

借入金の金利変動に伴うリスクを回避し、資金調達コストを低減する目的で、金利スワップ取引を実施しております。

③ヘッジ有効性評価の方法

原則的に、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象物の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して、有効性の評価を行っております。更に、非鉄金属先渡取引に関しては、毎月、ヘッジ対象物とヘッジ取引の取引量が一致するように管理し、期末決算時においては予定していた損益、キャッシュ・フローが確保されたか否かを検証し、有効性を確認しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産

| | |
|--------|----------|
| 関係会社株式 | 5,074百万円 |
|--------|----------|

2. 有形固定資産の減価償却累計額 573,585百万円

3. 当事業年度に実施した直接減額方式による圧縮記帳額は26百万円であります。

4. 保証債務

下記の会社及び従業員の銀行からの借入等に対し、債務保証を行っております。

| | |
|------------------|-----------|
| MMC銅製プロダクツ社 | 13,371百万円 |
| シミルコファイナンス社 | 6,983 |
| 株式会社コベルコマテリアル銅管 | 2,065 |
| 従業員 | 2,046 |
| 湯沢地熱株式会社 | 1,943 |
| ジェコ2社 | 1,550 |
| MMCメタルファブリケーション社 | 1,457 |
| ニューエナジーふじみ野株式会社 | 1,300 |
| 広東達宜明粉末冶金有限公司 | 1,295 |
| 銅製マウンテンマイン社 | 1,020 |
| その他(8社) | 1,889 |
| 計 | 34,925 |

5. 遡及義務

| | |
|--------------|----------|
| 債権流動化による遡及義務 | 1,857百万円 |
|--------------|----------|

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

| | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 54,715百万円 |
| 長期金銭債権 | 134 |
| 短期金銭債務 | 68,857 |
| 長期金銭債務 | 337 |

7. 貸出コミットメント契約

当社は、連結子会社である株式会社ダイヤモンド、株式会社ピーエムテクノ及び三菱アルミニウム株式会社との間で、それぞれ極度貸付契約を締結しており、当事業年度末における貸出未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|----------|-----------|
| 貸付極度額の総額 | 50,580百万円 |
| 貸付実行残高 | 44,350 |
| 差引額 | 6,230 |

8. 「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出する方法及び第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額による方法を採用しております。

| | | |
|----------------------------------|-------|------------|
| 再評価を行った年月日 | 四日市工場 | 2000年3月31日 |
| | 上記以外 | 2002年3月31日 |
| 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | | △30,810百万円 |

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

| | |
|------------|------------|
| 売上高 | 232,487百万円 |
| 仕入高 | 223,000 |
| 営業取引以外の取引高 | 126,248 |
2. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

| | |
|------|-----------|
| 売上原価 | △2,377百万円 |
|------|-----------|

3. 減損損失

(資産のグルーピングの方法)

当社は、報告セグメントを基礎に、主として製品群別を単位として資産をグルーピングしております。
また、遊休資産等については、個々の資産単位で区分しております。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により測定をしております。正味売却価額については、その時価の重要性が高いものについては不動産鑑定評価額、それ以外のものについては固定資産税評価額等から算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを6.0%で割引いて算定しております。

(減損損失を認識した資産グループの概要)

| 用途 | 場所 | 種類 | 減損損失 (百万円) |
|----------|------------|-----------|---------------|
| 高機能製品用資産 | 三重県四日市市 ほか | 機械装置及び土地等 | 8,898 |
| 加工事業用資産 | 兵庫県明石市 ほか | 機械装置及び土地等 | 18,410 |
| 遊休資産 | 兵庫県朝来市 ほか | 土地及び構築物等 | 110 |
| 合計 | | | 27,420 |

(減損損失の認識に至った経緯)

事業用資産のうち、製品の市場価格の下落等により収益性が著しく悪化している資産グループ及び対象資産の市場価格が著しく下落している資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また、遊休資産等のうち、市場価格の下落等により回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。当該事業用資産及び遊休資産等の帳簿価額の減少額を減損損失(27,420百万円)として特別損失に計上しております。

・勘定科目毎の減損損失の内訳

建物3,433百万円、機械装置11,766百万円、土地9,168百万円、その他3,051百万円

4. 事業再編損失引当金繰入額

焼結事業を営む関係会社において発生することが見込まれる事業再編に伴う損失に備えるため、当該損失見込額17,466百万円を特別損失に計上しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の数 普通株式 547,837株

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|-----------------------|-----------|
| 関係会社株式等評価損 | 25,772百万円 |
| 固定資産減損損失 | 13,137 |
| 貸倒引当金 | 10,383 |
| 環境対策引当金 | 9,976 |
| 退職給付信託資産 | 7,051 |
| 事業再編損失引当金 | 5,348 |
| 投資有価証券評価損 | 4,207 |
| 建物評価減 | 3,973 |
| 退職給付引当金 | 3,248 |
| 賞与引当金 | 1,467 |
| たな卸資産評価損 | 1,318 |
| 税務上の繰越欠損金 | 270 |
| その他 | 7,618 |
| 繰延税金資産小計 | 93,774 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △270 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △91,888 |
| 評価性引当額小計 | △92,159 |
| 繰延税金資産合計 | 1,615 |

(繰延税金負債)

| | |
|----------------|---------|
| その他有価証券評価差額金 | △9,837 |
| 退職給付信託益 | △3,139 |
| その他 | △1,191 |
| 繰延税金負債合計 | △14,168 |
| 繰延税金資産（負債△）の純額 | △12,553 |

2. 再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|----------------|--------|
| 再評価に係る繰延税金資産 | 6,097 |
| 評価性引当額 | △6,097 |
| 再評価に係る繰延税金資産合計 | — |

(繰延税金負債)

| | |
|-----------------|--------|
| 再評価に係る繰延税金負債 | 20,546 |
| 再評価に係る繰延税金負債の純額 | 20,546 |

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上したため、当該記載を省略しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|------|-----------------------------|---------------------|-----------------|------------------|----------------------------|--------------------------|------------------|---------------|---------------|---------------|
| 子会社 | インドネシア・ カパー・スマル ディング社 | インドネシ アジャカル タ | 千米ドル 326,000 | 非鉄金属製錬 業 | 所有直接 61% | 銅地金等の仕入 役員の兼任 | 原材料の購 入(注1,2) | 193,045 | 買掛金 | 3,275 |
| 子会社 | 株式会社マテリ アルファイナ ンス | 東京都 千代田区 | 百万円 30 | 金融業 | 所有直接 100% | 資金の借入及び 債権譲渡 役員の兼任 | 資金の返済 (注3) | 4,800 | 短期借入金 | 35,700 |
| | | | | | | | 支 払 利 息 (注4) | 80 | 未払費用 | 4 |
| | | | | | | | 債 権 譲 渡 (注5) | 43,174 | - | - |
| | | | | | | | 債権譲渡損 (注6) | 12 | - | - |
| 子会社 | 株式会社ダイヤ メット | 新潟県 新潟市東区 | 百万円 4,750 | 粉末冶金製品 製造、販売業 | 所有直接 100% | 資金の援助 役員の兼任 | 資金の貸付 | 6,950 | 長期貸付金 (注7) | 28,200 |
| | | | | | | | 受 取 利 息 (注8) | 5 | 前受収益 | - |
| 子会社 | 三菱アルミニウ ム株式会社 | 東京都 港区 | 百万円 8,196 | アルミ加工 製品製造業 | 所有直接 90% | 資金の援助 役員の兼任 | 資金の貸付 (注9) | 14,900 | 長期貸付金 | 14,900 |
| 子会社 | MMCカッパー プロダクツ社 | フィンラン ドボリ | 千ユーロ 160,000 | 銅加工品事業 | 所有直接 100% | 資金の援助 借入金の保証 役員の兼任 | 債 務 保 証 (注10) | 13,371 | - | - |
| 関連会社 | シミルコファイ ナンス社 | カナダバン クーバー | 千米ドル 212 | 金融業 | 所有直接 25% | 資金の援助 借入金の保証 | 資金の貸付 | 3,744 | 長期貸付金 | 9,970 |
| | | | | | | | 受 取 利 息 (注11) | 227 | - | - |
| | | | | | | | 債 務 保 証 (注10) | 6,983 | - | - |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引条件は、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- (注2) インドネシア・カパー・スマルディング社から商社を経由して購入した滓類の取引金額108,794百万円を含みます。これは取引契約内容より実質的に関連当事者との取引と判断したものです。
- (注3) 資金の返済については、借入額と返済額の純額を記載しております。
- (注4) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は提供していません。
- (注5) 債権譲渡取引については、株式会社マテリアルファイナンスとの間で基本契約書を締結し、債権の譲渡を行っております。債権譲渡は、受取手形債権譲渡高13,334百万円、売掛金債権譲渡高29,839百万円であります。
- (注6) 債権譲渡損については、一般の取引条件を勘案して合理的に決定しております。
- (注7) 株式会社ダイヤメットの長期貸付金に対して28,200百万円の貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度において17,037百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。また、同社を含む焼結事業における関係会社で発生することが見込まれる損失に対して、17,466百万円の事業再編損失引当金を計上しております。なお、当事業年度において同額の事業再編損失引当金繰入額を計上しております。
- (注8) 資金の貸付については、2019年5月より無利息としております。なお、不動産担保の提供を受けております。
- (注9) 動産担保の提供を受けております。
- (注10) 銀行借入につき、債務保証を行っております。
- (注11) 資金の貸付については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

[1 株当たり情報に関する注記]

| | |
|--------------|-----------|
| 1 株当たりの純資産額 | 2,892円05銭 |
| 1 株当たりの当期純損失 | 381円29銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

(子会社株式の追加取得)

当社は、日立金属株式会社との間で、当社の連結子会社である三菱日立ツール株式会社の株式を当社が追加取得することに係る株式譲渡契約を2020年3月2日付で締結し、当該株式を2020年4月1日に取得しております。詳細は、連結計算書類「連結注記表〔重要な後発事象に関する注記〕」に記載のとおりであります。

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2019年7月31日開催の取締役会において、当社の連結子会社である三菱伸銅株式会社を吸収合併することを決議し、2020年4月1日付で吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 三菱伸銅株式会社

事業の内容 銅及び銅合金の圧延、押出、鑄造及びこれらの加工並びに販売等

(2) 企業結合日

2020年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とする吸収合併方式で、三菱伸銅株式会社は解散いたしました。

(4) 結合後企業の名称

三菱マテリアル株式会社

(5) 合併の目的

当社グループの銅加工事業における経営リソースを一体的に運営することで積極的かつ機動的な投資を実行し、市場のニーズに応える製品を迅速に開発するとともに、国内外の製造・販売体制を整備・拡充することを目的としております。

(6) 結合当事企業の直前事業年度の財政状態及び経営成績

2020年3月期

| | |
|-------|------------|
| 売上高 | 130,739百万円 |
| 当期純利益 | 1,505百万円 |
| 総資産 | 102,460百万円 |
| 純資産 | 45,732百万円 |

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

[追加情報]

(Mantoverde銅鉱山の権益取得に係る契約の締結)

当社は、Mantos Copper Holding SpAとの間で、チリ北部のアタカマ地域に位置するMantoverde銅鉱山の権益の30%を同社から当社が取得し、同鉱山が計画している拡張プロジェクトに参画することについて合意し、株式引受契約や株主間契約等の関係契約を締結することを2020年2月7日に決定し、同日付で株式引受契約を締結しました。詳細は、連結計算書類「連結注記表 [追加情報]」に記載のとおりであります。

(セメント事業等の統合に関する基本合意書の締結)

当社及び宇部興産株式会社は、2020年2月12日開催の各々の取締役会において、2022年4月を目途に両社のセメント事業およびその関連事業等の統合を実施すること（以下「本統合」）に向けた具体的な協議・検討を開始することを決議し、同日付で両社の間で基本合意書を締結いたしました。

今後、両社は、本統合に向けた具体的な協議・検討を進め、2020年9月末を目途に、本統合に関する最終契約書を締結する予定です。詳細は、連結計算書類「連結注記表 [追加情報]」に記載のとおりであります。